

補助事業評価シート

番号	61	章	施策41 地域を基盤にした区政の推進
----	----	---	--------------------

補助事業名	まちづくり活動助成	所管部課	地域文化部生涯学習コミュニティ課	事業開始年度	19 年度
根拠法令(要綱)等	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	16,629,010 円 10/10	補助対象団体(者)	各地区協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域における課題解決に向けたまちづくり活動を通して、住民自治の充実を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	地域課題の解決に資するまちづくり活動の事業の実施に対して交付します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 地区協議会まちづくり活動支援補助金申請書 地区協議会まちづくり活動計画書 地区協議会まちづくり活動収支予算書	補助金の清算/実績報告 清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 地区協議会まちづくり活動支援補助金実績報告書 地区協議会まちづくり活動支援補助金精算書	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 審査体制 区職員による審査(生涯学習コミュニティ課長、10所所長) 審査書類 地区協議会まちづくり活動計画書(審査会用)、地区協議会まちづくり活動収支予算書に加えて、事業を一覧表にした総括表 生涯学習コミュニティ課で事前審査を行った後、審査会において書類審査を行います。		
今後の課題	21年度に策定される(仮称)自治基本条例の中で、地区協議会の位置づけが明確化されることに合わせて、自主的な活動が効果的に行えるように新たな財政支援制度への移行が求められています。				
補助金の評価	総合評価(A・B・C・D)とその理由 この補助金の総合評価は、Bです。 理由は、各地域課題解決のため地域住民が問題提起して協議に参画するなど、住民自治の充実を図ることができたためです。 区と補助対象者との役割分担 この補助金の申請、執行については、各特別出張所は地区協議会の庶務を担当し、地区協議会は、活動を計画し遂行します。 目標の設定 目標の設定は、新宿区基本構想の基本理念である「区民が主役の自治」を創造し、総合計画の基本目標である「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」をつくっていくことを踏まえたもので適切です。 代替手段・効率性 この補助金の執行に当たっては、地域住民のボランティアによって担われており、各地域の課題解決に向けた取り組みが効率的・効果的に行われています。 目標の達成状況 この補助金により、地域の課題解決に向けた33事業について、地域の自主的な活動として実施することができました。このことにより、各地域住民の住民自治に対する意識の充実・高揚を図ることができました。				
今後の改革方針	21年度に策定される(仮称)自治基本条例の中で、地区協議会の位置づけが明確化されることに合わせて、自主的な活動が効果的に行えるように新たな財政支援制度への移行が求められています。それまでの期間、まちづくり活動の充実を図り、新たな財政支援制度へスムーズに移行できるように、この補助金は継続します。				